

第4章 地域福祉推進のための展望

ここでは、地域の抱えるさまざまな生活課題を4つのテーマ**基本目標**に大別して、それに対する施策を**基本方針**とし、施策の具体的な取り組みを**今後の展望**と表しています。

これらの取り組みについては、個人、地域住民、市、社会福祉協議会などが手を合わせて推進していくことが求められています。そのため、次のように各々の求められる役割を示します。

【個人の役割】…………… 地域住民一人ひとりが取り組む役割を示します。

【地域の役割】…………… 町会や民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係者など、さまざまな組織に求められる役割を示します。

【市の役割】…………… 富士見市が取り組む役割を示します。

【社会福祉協議会の役割】…… 富士見市社会福祉協議会が取り組む役割を示します。

今後の展望以外の第4章の構成

- ◇ **現状と課題**は、平成18年度にモデル地区として実施した「みずほ台小学校区の地域福祉計画策定懇話会報告書」及び平成19年度に実施した「小学校区別地域福祉計画策定懇話会報告書」などにより、抜粋して記載しました。
- ◇ **つなげたい等からの意見**は、公募により構成された「地域福祉計画策定懇話会(つなげたい)」において、この計画策定にあたり検討をいただいた意見を抜粋して記載しました。
- ◇ **先進的な取り組み事例**は、富士見市内で取り組まれている関連のある先進的な活動事例を記載しました。

基本目標 I 助け合って、支え合って 福祉のまちづくり

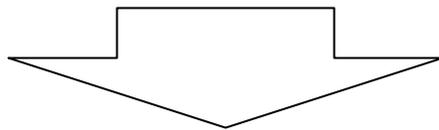
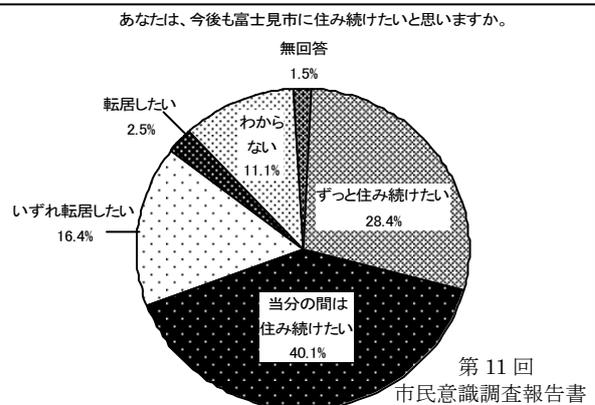
基本方針1 地域の助け合い活動の推進

<現状と課題>

市民の約7割が、今後も富士見市に住み続けたいと思っています。

地域には、高齢で体の不自由な人や障害のある人、あるいは子育てで悩んでいる人など、さまざまな人が住んでおり、お互いに助け合って、みんなが住みよい地域をめざしていくことが求められています。

こうした地域住民が協力し合える地域をつくるためには、地域住民の一人ひとりの助け合い意識を育てていくことが大切であり、そのためのさまざまな啓発活動が必要です。



今後の展望1 助け合い意識の啓発と助け合い活動への参加意識の向上

地域での助け合い活動の基礎的な組織である町会や地区社会福祉協議会などの活動を通して地域での助け合いの意識の醸成に努めるとともに、地域住民が助け合い活動に参加したくなるように意識の向上や工夫に努めます。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① 向こう三軒両隣や行き交う人との挨拶など声を掛け合う習慣を身につけます。
- ② 一人暮らしの高齢者、障害のある人などで支援を求める人を要援護者として見守ります。

- ③ 回覧板を回すときなどに声をかけます。
- ④ 地域の行事などに誘い合っ参加します。

地域

- ① あいさつを含め声かけ運動を通じて地域の交流を広げます。
- ② 町会や地区社会福祉協議会の広報を発行し、地域住民が共有できる情報を増やします。
- ③ 要援護者を支援するために見守りグループをつくります。
- ④ 防災訓練等を通じて見守り活動の確認を行います。
- ⑤ 防災訓練に参加しやすい工夫をします。

市

- ① ゴミの不法投棄を防止するためパトロール等を強化します。
- ② 町会の活動内容を広く知らせるとともに地域の事業者も含めた加入促進の広報活動をします。
- ③ 見守りグループに対する支援をします。
- ④ 地域で開催される会合などに出向き、自主防災組織の啓蒙や誰もが参加したくなるような防災訓練などを支援します。
- ⑤ 高齢者が安心して暮らせるよう「あんしんネットワーク」を推進します。
- ⑥ 「市民人材バンク」の普及に努めます。

社会福祉協議会

- ① 地区社会福祉協議会活動の先進事例紹介など情報提供に努めます。
- ② 要援護者情報が共有化されるよう、当事者及び見守りのための地域組織と協議を進めます。
- ③ 地域での助け合いの必要性や取り組み方法についての学習会の開催を支援します。
- ④ 近所づきあいが盛んな地域の実践例を題材にするなど、地域福祉活動の啓発に努めます。

つなげたい等からの意見

- ① 見守りグループのような組織をつくり、常に見守りできる状態をつくっていく必要がある。
- ② 介護疲れや育児疲れを周囲が軽減する仕組みづくりを行う必要がある。
- ③ 助け合い活動や地域でのネットワークづくりを推進し、地域で孤立した人をつくらないようにする必要がある。
- ④ 町会や育成会への加入が減少傾向にあることから、町会行事への参加が少ない。
- ⑤ 防災訓練の参加者が少ないので、ゲーム要素を取り入れて見てはどうか。
- ⑥ 地域ミニ人材バンクのような組織づくりが必要である。

今後の展望2 障害のある人や高齢者に対する理解の促進

障害のある人や高齢で心身機能が低下した人が地域で共に暮らしていくための理解を広く促進していきます。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 声かけ運動やあいさつ運動を積極的に行います。

地域

- ① 障害のある人が地域の行事への参加や公民館等での生涯学習の機会が持てるような環境づくりに努めます。
- ② 障害のある人や高齢者が安心して安全に通行できる道路にするため段差点検などを行います。
- ③ 地域のイベントに誘うことにより、地域住民とのふれあいの場を増やします。
- ④ 町会などの行事に積極的に呼びかけて誘い合います。

市

- ① 障害のある人への正しい理解が得られるよう当事者や関係者とともに啓発活動を進めます。
- ② 公共施設や道路の新設、改修時に段差の解消を図ります。
- ③ 障害のある人個々の課題に応じた支援体制づくりを積極的に働きかけます。
- ④ 手話通訳、要約筆記(※注)のより一層の周知を促進します。
- ⑤ 高齢者の権利擁護等に関する学習会など、理解の促進のための学習の場を設けます。

社会福祉協議会

- ぱれっとまつりなどのイベントにおいて、疑似体験を実施し、障害(児・者)や高齢(者)に対する理解が得られるように努めます。

つなげたい等からの意見

- ① 近所の高齢者に常に声かけをするようにし、いざという時に頼りあえる関係を築くことが必要。
- ② 地域のイベントなどに誘い、地域住民とのふれあいの場を増やすことが大事である。
- ③ 障害のある人がちょっとした手伝いを頼める人が少ない。
- ④ 一人暮らしの老人は家に閉じこもりがちで、外に出たがらない人が多いので、コミュニケーションのとり方が困難である。

※注 「要約筆記」

聴覚障害者のためのコミュニケーション手段の一つの方法であって、話し相手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害者に伝達するもの。一般的には、OHP（オーバーヘッドプロジェクター）を使用し、話し手の話の内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。

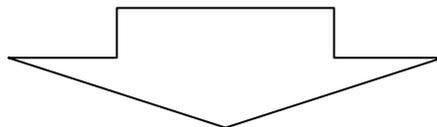
基本方針2 地域組織の活性化

<現状と課題>

地域には町会や地区社会福祉協議会、自主防災会などさまざまな組織があり、こうした地域組織の活動が地域福祉を推進していくうえでの基礎となっています。

しかし、福祉関係者・団体が地域活動を行ううえで、メンバーの高齢化や仕事などで活動に参加することが難しいなどさまざまな問題を抱えています。

住民同士の助け合い活動を充実させるためには、それぞれの地域組織が連携するとともに、組織内活性化が必要となっています。



今後の展望1 地域組織の運営と活性化

地域組織による地域福祉活動が活発に行えるように、運営や活動内容の見直しを促すとともに活動の一層の活性化に向けて支援します。

推進のためのそれぞれの役割

地域

- ① 地域における組織間で定例連絡会議を持つなど、連携に努めます。
- ② 小・中学校、保育所・幼稚園や福祉施設などと連携イベントの開催に努めます。
- ③ 先進的な事例活動を視察するなどの研修を行い、地域の活動を活性化します。
- ④ 地域行事などの開催に際して、役員や代表者だけでなく地域住民の幅広い参加を促します。
- ⑤ 定年を迎えた団塊の世代に地域活動に参加するように働きかけます。

市

- ① 地域組織との懇談会などを通じ、活動を支援します。
- ② 地域で活動する福祉団体や福祉ボランティア団体への関連する情報の提供や団体運営などに関する相談に応じます。

社会福祉協議会

- ① 地域の特性や活動意識の成熟度にあった個別の支援をします。
- ② 地区社会福祉協議会連絡会と協働して活動の活性化を図ります。
- ③ 地域の助け合い活動の必要性や取り組み方法について、広報紙や機関誌を活用して地域福祉活動に携わる人に広くお知らせします。
- ④ 地区社会福祉協議会に参加する地域住民が、福祉の担い手となれるよう働きかけます。
- ⑤ 社会福祉協議会職員による地区担当制を充実させ、地区社会福祉協議会の活性化を図るとともに福祉活動の地域圏域として、関係機関・団体等と連携を図ります。

つなげたい等からの意見

- ① 町会の班など小単位での集まりを定期的に行うよう仕組みづくりが必要。
- ② 特に男性の高齢者は、外に出たがらない傾向をどうするか。

今後の展望2 困りごとと情報の収集から支援へつなげる仕組みづくり

地域住民が日常生活の中で困っていること、援助を求めていることの情報把握し、適切なサービスの提供につなげられる仕組みを築きます。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 困りごとは一人で抱え込まず、民生委員・児童委員、主任児童委員や地域包括支援センターなどに相談します。

地域

- ① 地域ごとに見守りグループを作り、困っている人に関する情報を把握し適切な支援に努めます。
- ② 支援を要する世帯に対し見守りや声かけ活動を行い、困りごとを早期に発見し、民生委員・児童委員、主任児童委員へ連絡するなど組織的な連携に努めます。
- ③ 要援護者や支援者、福祉資源などが分かる福祉支え合いマップ(※注)を作成します。
- ④ 困りごとがあるときに言い出しやすい地域づくりをすすめます。

市

- ① 民生委員・児童委員、主任児童委員の機能や役割がより発揮できるよう研修会の充実などに努めます。
- ② 住民相互の理解と連携により、日常生活支援などの助け合い活動が行われるよう福祉意識の啓発に努めます。
- ③ 福祉支え合いマップづくりの支援を行います。
- ④ 困りごと情報の収集から支援へつなげる仕組みづくりの充実を図ります。
- ⑤ 困りごと情報は、関係機関と連携し適切な解決を図ります。

社会福祉協議会

- ① 福祉支え合いマップの作成など、助け合い活動を推進するための支援をします。
- ② ふれあい福祉センター(総合相談)の機能を再点検し、ニーズにあった専門機関への橋渡しを行います。

- ③ ニーズによって利用できる制度がない場合は、解決に向けた新たな展開を関係機関・団体及びボランティア等と検討します。

つなげたい等からの意見

- ① 高齢者、特に一人暮らしの方は不安を感じている。
- ② 高齢者の行事不参加、孤独の方が多い。
- ③ 高齢者が歩いて気軽に行ける店がない。
- ④ 困りごと投書箱や地域の見守りグループに相談するような仕組みをつくってはどうか。

※注 「福祉支え合いマップ」

高齢者や障害のある人で援護を要する人を含め、地域住民の居住の状況や福祉活動の実施状況を把握し、地域福祉活動の推進方法などを定めるための基礎資料として、福祉委員会などが作成する、各種の福祉情報を落とし込んだ区域図のことを言います。

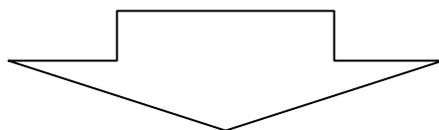
基本方針3 災害時の要援護者支援

<現状と課題>

大災害発生直後は、一時的に行政が機能しないことが想定されます。そのため本市では、これまで防災事業の中で地域防災力の育成を図り、市民との協働で実践的な体制の構築に取り組んできました。

その取り組みのモデルとして、平成17年に消防庁の地域安心安全ステーション整備モデル事業の指定を受け、地域ぐるみの取り組み体制が確立している水谷東地域での災害時要援護者支援活動(※注1)が始まりました。

災害時要援護者は、災害時だけでなく、日ごろの生活の中で周囲の見守りが必要な人が多く、この支援活動を行っていくうえで、地域住民同士の結びつきとお互いに助け合える地域づくりが求められています。



今後の展望1 災害時の要援護者支援

地震など大災害に見舞われたとき、地域住民が協力し、避難、救護などの活動を円滑に行えるよう、災害時要援護者情報をプライバシーに配慮しながら支援体制整備し、日ごろの見守り活動などにも活用します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① 要援護者は、個人情報について支援者が共有することに同意して要援護者台帳の作成に協力します。

- ② 要援護者自身が災害発生に備えるとともに、支援者にどうして欲しいのかを伝えます。

地域

- ① 日ごろの見守り活動や災害時の支援活動を的確・迅速に行うための要援護者支援台帳を整備し、自主防災組織、民生委員・児童委員や支援者が協力して支援活動を行います。
- ② 日ごろからの防災意識を育てます。
- ③ 要援護者に関する個人情報の管理を徹底します。
- ④ 最新の情報を共有します。

市

- ① 災害時要援護者の支援方策(※注2)を確立します。
- ② 全地域に町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などをつくる地域別の助け合いネットワークを核とした災害時要援護者支援体制を確立します。
- ③ 要援護者に対し、民生委員・児童委員などを通じて、本人の意向(支援の要否・情報の共有化など)を調査し情報の更新をします。
- ④ 富士見市避難支援プラン全体計画を策定し、地域で無理なく持続できる災害時要援護者支援活動の指導や助言などを行います。
- ⑤ 要援護者台帳、災害福祉マップ整備の支援をします。
- ⑥ 市、町会、民生委員・児童委員などが連携し、情報の共有化を図ります。

社会福祉協議会

- ① 要援護者に対する災害時や日ごろの助け合い活動をすすめるための支援を行います。
- ② 要援護者支援を地域での見守り活動につなげるため、地域組織が行う学習会の開催を支援します。
- ③ (仮称)災害支援ボランティアセンターを設置し、富士見市災害対策本部と連携します。

つなげたい等からの意見

- 災害時、要援護者を支援する仕組みができていない。個人情報保護法の関係もあり、高齢者・障害者の把握等地域での情報の共有が十分でない。

先進的な取り組み事例

【水谷東地域での先駆的実践活動】

水谷東地域では、それまでの地域活動が高く評価されて、平成17年に消防庁の地域安心安全ステーション整備モデル事業の指定を受けました。

地域ぐるみの取り組みをすすめるため、公民館利用団体、住民団体、事業所、学校、行政等の33団体で構成する「水谷東地域安心安全ネットワーク」を設置して体制を確立し、さまざまな地域の安心安全活動の一貫として、災害時要援護者支援活動を開始しました。

水谷東地域での取り組み内容は、

- ① 「水谷東地域ネットワーク」会議の中で、災害時要援護者として登録し、名簿を作成して、具体的に支援活動するまでのマニュアルを協議して策定。
- ② 全戸に通知し、また、民生委員・児童委員等が対象者を戸別訪問して登録を呼びかけ、その登録申請書を町会長が集約し、市の防災担当課に届ける。
- ③ 市防災担当課は、登録申請書を保管し、名簿を電子データ化して支援活動に必要な名簿及びマップを作成し、町会長および民生委員・児童委員に情報提供する。
- ④ 「水谷東地域助け合いネットワーク」(※注3)の各団体が共有した名簿及びマップを活用して、平時の見守り及び災害時の支援活動を行う。

※注1 「災害時要援護者支援活動」

重度障害者やひとり暮らし高齢者など、日常においても支援を必要とする人(要援護者)に対して、災害時などにおいて地域の中で避難介助や安否確認などの支援を受けられるようにする活動です。

なお、要援護者として登録申請するときは、同時に個人情報を助け合いネットワークで共有することを承諾していただきます。

※注2 「災害時要援護者の支援方策」

1 要援護者の対象について

市は、災害時の要援護者として、災害から自らを守るために必要な情報を的確に把握して安全に避難するなどの行動時に、支援を必要とする人を対象者とします。具体的には、地域に構築された支援体制の対応力に即して、「地域助け合いネットワーク」が定める対象者の基準に基づいて、要援護者としての支援を受けたいと申し出た人としてします。

2 要援護者情報の収集・共有方法について

災害発生時に、要援護者の避難誘導や安否確認、避難所等での生活支援を的確に行うためには、要援護者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日ごろから要援護者の居住場所や生活状況等を把握し、災害時に、これらの情報を迅速に共有できるよう整理しておくことが重要です。

市は、要援護者情報を適切かつ漏れのないようにするため、次の方法で把握し、把握した情報は、関係部局での共有に努めます。

なお、収集した情報については、定期的に更新します。

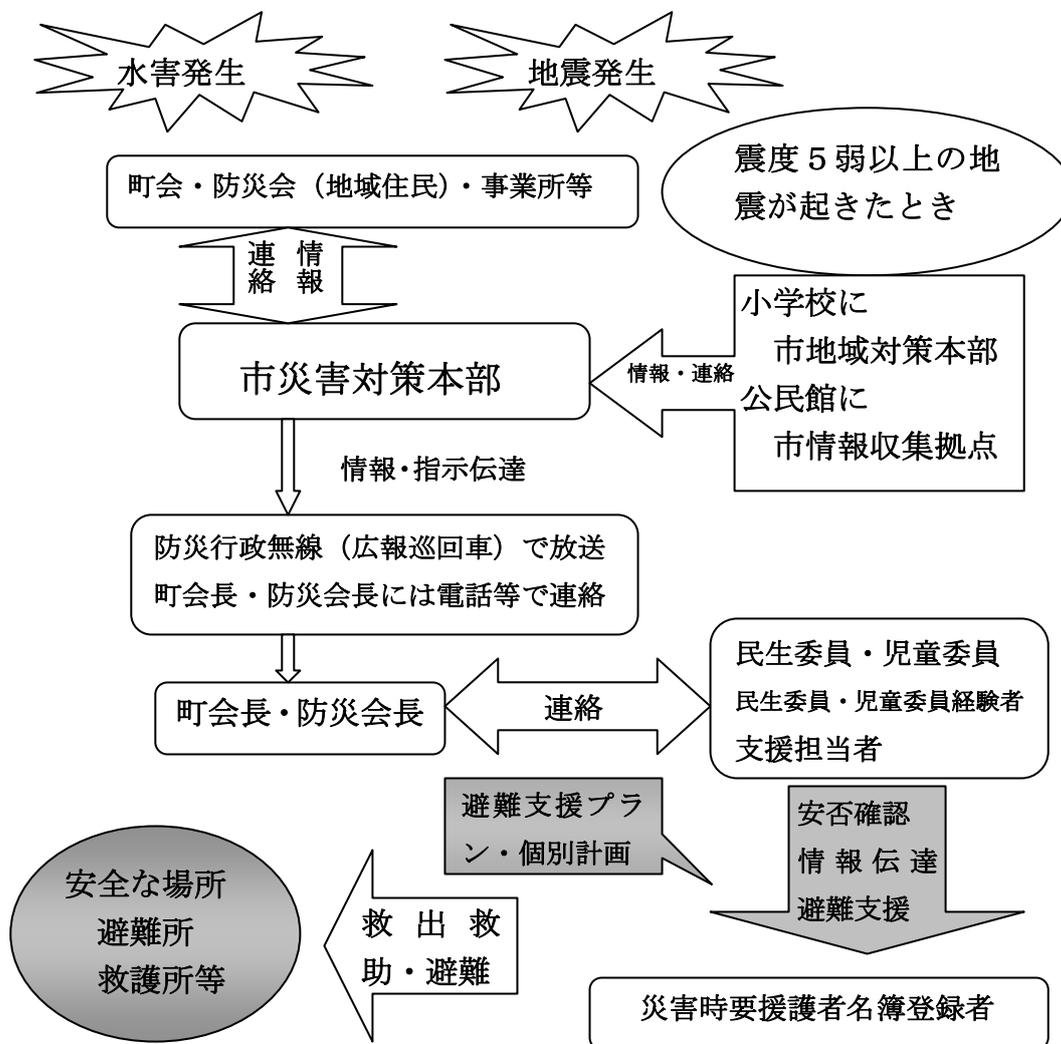
- 要介護者情報：高齢者福祉課が要介護認定情報等により把握
 - 障害者情報：障害福祉課が各種障害者手帳台帳・障害程度区分情報等により把握
 - 妊産婦・乳幼児情報：健康増進センターが母子健康手帳の発行状況などにより把握
 - 一人暮らし・日中一人暮らし・病弱者を抱えている高齢者世帯などの高齢者情報：高齢者福祉課が民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に協力を依頼することにより把握
- ※ 民生委員・児童委員により作成された「要援護者名簿・災害福祉マップ」は福祉課が把握
- 各種相談員などからの提供情報：関係課
 - 福祉団体・国際交流団体などの関係団体からの提供情報：関係課

3 要援護者支援について

(1) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策

市では、要援護者の支援は、日常生活の中で対象者と支援者の信頼関係を育んでこそ非常時の迅速・的確な対応が円滑にできることから、町会(自治会)、自主防災会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、地域住民、市関係課などで構成する「地域助け合いネットワーク」による自主的な支援体制を全市に構築し、日常的な協力関係をつくります。

(2) 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり



※ 支援対象者として登録した災害時要援護者への一次的な安否確認・情報提供・避難行動支援は、「地域助け合いネットワーク」が行います。

※ 市は、災害対策本部避難者支援部要援護者支援班が市の保有情報等に基づき関係機関と連携して支援活動を行います。

※注3 「水谷東地域助け合いネットワーク」

水谷東地域の水谷東1・2・3丁目、榎町の各町会・防災会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会及び市(防災・福祉担当課)で構成



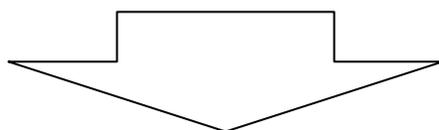
災害時要援護者の対象者を民生委員・児童委員と町会役員が戸別訪問し登録を呼びかけ



基本方針4 自主防災活動の充実

<現状と課題>

本市は、地震や火災、水害などの被害を受けやすい災害要因を多く抱えているため、切迫する首都圏直下地震や異常気象による水害などの発生に備えて、市民、事業者、行政が協働による安心安全なまちづくりを推進しなければなりません。また、被害軽減のため、地域防災力の要となる自主防災組織の育成支援を行い、災害時要援護者に対する平時からの見守りと災害時の支援体制の確立を図るため、町会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政(防災と福祉部局の連携)が力をあわせて取り組む必要があります。



今後の展望1 日常の防災対策の充実

災害時において、地域住民の誰もが速やかに避難や助け合い活動が円滑にできるように、日ごろから地域コミュニティ活動と連動した自主防災活動を推進します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① 各自が「自分自身を守る」意識を持ち、家庭でも緊急時の連絡方法、避難の方法などについて話し合います。
- ② 災害時の避難場所などを確認しておきます。
- ③ 防災訓練などの必要性を認識し積極的に参加します。
- ④ 家具などの転倒防止や落下防止などを行います。
- ⑤ 食料や水などを備蓄します。

地域

- ① 避難場所の周知に努めます。
- ② 自主防災組織の結成を推進します。
- ③ 地元中学生が参加する自主防災組織作りを勧め、地域での大規模災害発生

時の支援体制を充実します。

- ④ 自主防災組織で地域防災マップ(※注)を作成し、支援体制をつくります。
- ⑤ 県の防災学習センター見学や災害に関する学習会を開催します。
- ⑥ 住民の意向を取り入れ、住民の参加しやすい防災(消防)訓練を実施します。

市

- ① 防災に関する情報を広くお知らせします。
- ② 避難場所の周知を徹底します。
- ③ 地域防災マップの作成を支援します。
- ④ 防災に関する施設見学や学習会を開催します。
- ⑤ 自主防災組織の育成と活動を支援します。
- ⑥ 障害のある人など災害時要援護者が気軽に参加できる、実践的な防災訓練を地域住民と一緒に実施します。
- ⑦ 家具の転倒防止や耐震診断など事前の備えについての普及啓発に努めます。

社会福祉協議会

- 平常時の福祉活動が災害時の迅速な救援活動に結びつくよう支援します。

つなげたい等からの意見

- ① 避難場所の周知が不十分、避難先が分からない住民がいる。
- ② 指定避難場所が適切か疑問、一次、二次避難場所を自分たちで精査する必要がある。
- ③ 避難場所まで自分で歩いて確認し、安全な場所を複数確保することが必要。
- ④ 地域によって自主防災組織がない。また、自主防災組織があっても末端まで役割や任務が徹底していないので災害時に稼働できるか心配である。
- ⑤ 住民一人ひとりが取り組む安全意識の醸成と協力体制の確立。

※注 「地域防災マップ」

地域の避難場所や避難所、避難経路など、防災に関する基本的な情報に加え、高齢者や障害のある人など災害時要援護者の居住状況や救護の方法など、災害時に迅速な防災活動を行うために必要な情報を書き込んだ区域図を言います。

今後の展望2 災害時の支援体制の充実

災害時において、地域住民の誰もが速やかに避難でき、円滑に助け合い活動ができるように災害時の支援体制を充実します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① 避難時に「避難済」と記したカードを玄関に張り出してから避難します。
- ② 町会に加入し防災訓練などに積極的に参加します。

地域

- ① 情報の取得が困難な人や要援護者への避難援助マニュアルを作成します。
- ② 「避難済」と記したカードを各家庭に配布します。

市

- ① 地域ごとに避難支援マニュアルづくりを支援します。
- ② 災害時における多様なニーズに対応できる行政システムの確立を図ります。
- ③ 災害時における支援体制づくりを支援します。
- ④ 災害時に的確な情報を迅速にお知らせするよう努めます。

社会福祉協議会

- (仮称)災害支援ボランティアセンターと連携し、支援活動を行います。

つなげたい等からの意見

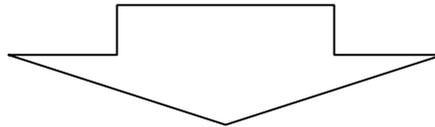
- ① 災害時の支援体制ができていない。
- ② 災害時、地域住民がお互いに協力し合えるか心配。

基本方針5 地域安全活動の充実

<現状と課題>

社会環境の複雑化に伴い、犯罪が増加し、凶悪化や低年齢化が進んでいます。その一因として、家族や地域の結びつきが弱くなったことが考えられます。

隣近所の人と「顔が会えばあいさつする」と言うように、犯罪を防止するためには、地域において防犯に対する意識を高めることが大切であり、日常の近所づき合いや日ごろからの声かけなどによる犯罪の抑止が求められています。



今後の展望1 地域ぐるみの防犯活動の推進

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① あいさつの励行に努めます。
- ② 散歩がてら不審者に注意を払い犯罪抑止に努めます。
- ③ ながらパトロールを行います。

地域

- ① 安全パトロール、夜間パトロール、声かけ運動などの活動を通し防犯意識を高めます。
- ② 隣同士で声をかけ合う習慣づくり、行き交う人とのあいさつ運動を通じ犯罪抑止に努めます。
- ③ 犯罪から身を守るための学習をします。
- ④ 登下校時の見守り活動、防犯の夜間パトロール、下校の安全確保など活動の充実に努めます。
- ⑤ 地域の集会時に被害事例を紹介し振り込め詐欺や悪徳商法などの防止に努めます。

市

- ① 地域住民による自主的な防犯パトロール活動を支援します。

- ② 犯罪の発生状況を広報等で知らせます。
- ③ 犯罪から身を守るための教室・講座開催を支援します。
- ④ 「富士見市民青色防犯パトロール隊」の活動を支援します。

社会福祉協議会

- 日ごろから隣近所で声をかけ合える地域づくりを支援します。

つなげたい等からの意見

- ① 隣近所の付き合いが薄い。
- ② 泥棒が多く、防犯に不安を感じている。
- ③ 防犯パトロールの人手が不足している。
- ④ 防犯キャップや腕章など防犯グッズを身につけてあいさつ運動を行うことが必要。

先進的な取り組み事例

【市内の防犯パトロール活動】

本市では、22町会の住民111名が参加する「市民青パト隊」が結成され、「市内での犯罪発生を未然に防ぎ、地域住民の安全で安心な暮らしを守ることを目的とし、青色回転灯防犯パトロールカーによるパトロールを実施しています。また、市内の全56町会においては、登下校時および夜間にわたる地域防犯パトロールが実施されています。



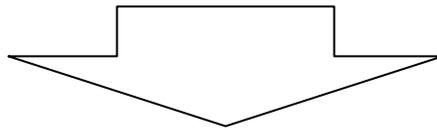
基本目標 Ⅱ 暮らしを支えるサービスを充実させて 福祉のまちづくり

基本方針1 サービスの相談窓口の充実

<現状と課題>

市民の多くが日常での困りごとなどの相談は、友人や近所の人など身近な人に行っていると考えます。

市役所や増進センター、民生委員・児童委員などのさまざまな相談拠点や相談先がありますが、現実的には、身近で相談できる場所が分からない、どこへ行けばいいのかわからないなどの声が聞かれます。そのためには、地域で生活や福祉のさまざまな問題を抱える市民が気軽に相談できる身近な窓口の充実や周知が必要です。



今後の展望1 身近な相談窓口の充実

保健や福祉に関する必要なサービスを誰もが円滑に利用できる環境を整えるために、身近な場所で相談窓口を充実します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① 広報紙やホームページなどを利用し、日常的なサービスと相談窓口についての知識を身につけます。
- ② 民生委員・児童委員や主任児童委員、専門機関に相談するとともに、自らも課題解決に努めます。
- ③ よき隣人として相談に応じます。

地域

- ① 民生委員・児童委員が一人暮らしの高齢者や障害のある人などの生活を把握し、情報を提供するとともに使えるサービスについての助言を行います。

- ② 地区社会福祉協議会や地域のふれあいサロン等が相談やサービスの橋渡しをします。
- ③ 当事者組織は、その経験を基に親身になって相談を受けるとともに助言を行います。

市

- ① 電話や電子メール、ホームページなど多様な形態での各種相談を充実します。
- ② 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について広くお知らせします。
- ③ 地域包括支援センター、子育て支援センター、市民福祉活動センターなどの活動について広くお知らせします。
- ④ あんしんネットワークの充実を図ります。

社会福祉協議会

- ① ボランティアセンターの活動を広くお知らせします。
- ② ふれあい福祉センターを充実させ、市民のよろず相談に応じます。
- ③ 在宅福祉を充実するため、在宅介護支援センターや地域包括支援センターとの連携を図ります。

つなげたい等からの意見

- ① 一人暮らしになったときの相談相手がいない。
- ② 65歳未満の人の情報の把握が困難である。

今後の展望2 各種相談の受付体制の整備

各種相談に対して適切に対応するため、各相談窓口の周知に努めるために、分かりやすい相談が行える体制を整えます。

推進のためのそれぞれの役割

地域

- 地域だけでは解決が難しい問題は、民生委員・児童委員、主任児童委員と協力して専門的な相談窓口へつなぐなど、解決に向けた対策を講じます。

市

- ① 各種相談窓口を広くお知らせするとともに相談体制の充実を図ります。
- ② 関係課と連携し、分かりやすい相談体制と説明の充実を図ります。
- ③ 地域包括支援センターなどの相談機能を広くお知らせするとともに、相談機能を充実します。
- ④ DV(ドメスティックバイオレンス:夫・恋人等からの女性への暴力)や児童虐待、高齢者虐待の相談窓口を広くお知らせします。
- ⑤ 相談者の課題を見出し、真の解決に向け支援します。

社会福祉協議会

- ボランティア相談を充実し、ボランティアの活動を支援します。

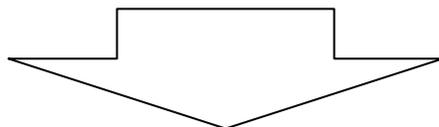
基本方針2 制度・サービスの情報提供と啓発

<現状と課題>

市民の多くが、福祉サービスや制度の情報を「広報ふじみ」から入手しているものと考えます。

福祉サービスや制度に関する情報を広報やパンフレット、ホームページなどを通し、さまざまな方法で提供していますが、専門的な言葉が多い、内容がわかりにくいなどの声も聞かれます。

市民の誰もが、情報を得られるために、情報の内容をより一層充実させるとともに、わかりやすく情報提供することが必要です。



今後の展望1 情報提供の手段の充実

各世代の住民や多様な生活様式に対応した、さまざまな手段での情報提供を図ります。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 出前講座などを活用し知識の習得に努めます。

地域

- 出前講座などを活用し、情報の提供の充実に努めます。

市

- ① 「広報ふじみ」の掲載情報をよりわかりやすくするため、簡潔にまとめるなど、編集の一層の充実に努めます。
- ② ホームページ「どっと！ふじみし」や携帯サイトの内容を一層充実し、掲載情報をよりわかりやすく提供します。
- ③ 外国籍市民の情報提供の充実に努めます。
- ④ 出前講座などによりコミュニケーションの機会を増やし、情報交換による信頼関係の構築に努めます。

- ⑤ 市役所をはじめ各施設に情報を掲示できるスペースを確保します。
- ⑥ 公民館だよりにおいて、随時地域の福祉活動等を紹介することに一層努めます。

社会福祉協議会

- さまざまな機会をとらえて情報提供をします。

今後の展望2 情報提供の分かりやすさの向上

文字の大きさや分かりやすい言葉での表現やポイントを絞った情報掲載など、サービスの情報をより分かりやすく提供します。

推進のためのそれぞれの役割

市

- ① 現在のパンフレットなどを見直し、難しい言葉を減らし、より分かりやすい内容にします。
- ② 福祉サービス情報を広報やホームページで分かりやすく紹介し、より多くの住民に広く知らせます。

社会福祉協議会

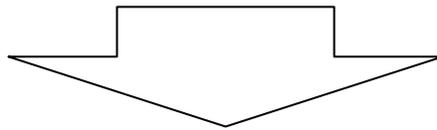
- ① 地域福祉計画推進母体(実際の活動圏域での担い手)と協働し、住民理解を進めるための情報を提供します。
- ② 社協だよりや機関紙「地域の人々」などでボランティア活動情報など、分かりやすい言葉で伝えます。
- ③ 有償福祉サービスの内容や費用負担についての情報収集を行い、分かりやすく紹介します。

基本方針3 必要なサービスを把握するための仕組みづくり

<現状と課題>

誰もが安心できる暮らしをするためには、地域住民が求めるサービスの把握が必要です。本市においては、各種サービスの提供などを通して必要なサービスを把握するとともに、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、町会などの活動を通して生活課題や必要なサービスの把握に努めています。

しかし、生活課題やサービスが複雑かつ多様化する中で、よりきめ細かなサービスを提供するためには、地域福祉活動を行っているボランティアやNPOと地域住民との連携がより一層必要となっています。



今後の展望1 広報広聴活動の充実と住民参加による意思決定

地域住民が求めるサービスを積極的に見出すため、住民の方に情報を伝え、声を聞く、広報広聴活動をより一層すすめるとともに、福祉関係機関や地域活動組織との連携を図り、必要なサービスを把握します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 地域の問題や課題を話し合う場にすすんで参加します。

地域

- 常に住民の立場にたった相談・援助が行われるよう、民生委員・児童委員の活動を支援します。

市

- 「市長への手紙」などを通じて、現在のサービスに対する要望や新たに求められるサービス等を把握するなど、広報活動に努めます。

社会福祉協議会

- ① 有償福祉サービス(※注)やNPOの情報把握と提供を行います。
- ② 民生委員・児童委員などとの連携を強化します。
- ③ ふれあい福祉サービスセンター、地域包括支援センターなど相談機関と情報を共有し連携を強化します。
- ④ 地域ふれあいサロン活動を通して住民のニーズの把握に努めます。
- ⑤ 住民主体の地域福祉活動の推進には、ニーズ把握が前提であり、地区社会福祉協議会等と連携して住民福祉ニーズの発見に努めます。

※注 「有償福祉サービス」

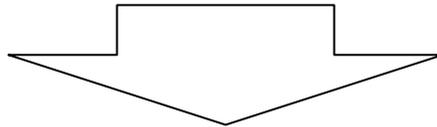
公的サービスでは、まかなえないニーズに対して、民間事業者などが有償で提供するサービスをめざします。

基本方針4 在宅サービスの充実

<現状と課題>

市民の多くが、今後、住みよいまちづくりをすすめるうえで、高齢者や障害のある人はもとより、介護者への支援に取り組んでいく必要があると考えます。

自立生活が困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅サービスの一層の充実が求められます。また、地域での見守りや声かけなどの活動や在宅支援を必要としている人に対する理解と意識の向上が求められます。



今後の展望1 サービス利用に対する意識の改革

介護や子育てなどを家族だけでなく、社会で支える考え方が広まっています。さまざまな保健福祉サービスの利用に対する抵抗感の解消や理解を広め、サービスを利用しやすい環境づくりをめざします。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① サービスを利用し家族の負担を軽くすることで家族関係を良好に保ちます。
- ② サービス利用についての理解を深めます。

地域

- ① 近隣住民同士が助け合いの意識を高め行動につなげます。
- ② 支援をする人と受ける人の垣根を作らずに、助け合い・支え合いの意識づくりをします。

市

- ① 福祉サービスの利用に対する抵抗感の解消に努めます。
- ② 必要なサービスを気軽に受けられるような環境をつくり利用の促進に努めます。

社会福祉協議会

- 住民の理解や意識向上のための学習会の開催を支援します。

つなげたい等からの意見

- 障害のある人に対する公的サービスが足りない。

今後の展望2 利用者本位のサービスの実現

福祉サービスに対するニーズが多様化・複雑化している中で、さまざまな専門機関や地域組織と連携して、利用者にとって最適なサービスの提供をめざします。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 必要なサービスを自ら選択し利用します。

地域

- ① 地域の見守り活動を充実します。
- ② 地域の課題を共有し、課題を解決するため学習会等を開きます。
- ③ 地域で解決できない課題は、市や社会福祉協議会などに情報を提供します。
- ④ 必要に応じた助け合いができるよう、市などと連携を図ります。

市

- ① ボランティア団体、NPO活動のPRと団体への支援を充実します。
- ② 関連制度の有効活用を図り、最適なサービスの提供に努めます。

社会福祉協議会

- ① ボランティアや地域の団体を育成するため、講座の開設や情報の提供を行います。
- ② ボランティア団体、NPOの活動紹介や団体への支援を充実します。
- ③ 災害時要援護者支援と連携した地域ネットワーク活動を関係機関・団体と協働します。

つなげたい等からの意見

- ① 手話通訳の24時間体制が必要である。
- ② 公的サービスを補完するものとして、NPOやボランティアによるサービスが必要である。

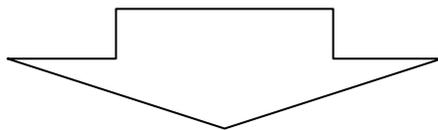
基本方針5 福祉サービスを支える仕組みの充実

<現状と課題>

安心して福祉サービスを利用していくためには、問題が生じたとき、その原因を明確にし、的確に対応することが必要です。

そこで、福祉サービスや地域での困りごとなど、さまざまな要望や不満、苦情などを聴き、解決を図っていくための仕組みづくりが求められています。

また、サービスの質の向上を図るために、第三者による客観的な評価も必要です。事業の内容や、職員の資質、施設、設備のチェックなどを公正かつ客観的に評価する第三者評価の仕組みが求められています。



今後の展望1 苦情解決の仕組みの活用

苦情解決の仕組みを活用し、サービス利用における苦情や要望を聴き、解決し、さらにサービスの質の向上へとつなげていきます。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① サービス利用についての疑問点は、事業者から十分に聴き取り納得したうえでサービスの提供を受けます。
- ② サービスの向上のために積極的に意見や提案を行います。
- ③ サービス利用での苦情は事業者に申し出て、解決がつかないときは、市などの相談窓口にお問い合わせます。

地域

- 地域での困りごとに対応するため相談システムの充実に努めます。

市

- 事業者段階で解決できない保健福祉全般の苦情については、市の相談窓口、県などと連携して対応します。

社会福祉協議会

- 社会福祉協議会の諸事業全般における苦情に関し、苦情解決機関として「第三者委員会」の機能を強化し、サービス利用者の保護に努めます。

つなげたい等からの意見

- 利用者の声や職員の気付きを改善につなげるオンブズマン制度のようなものが必要である。

今後の展望2 福祉サービス第三者評価の仕組みづくり

苦情解決のための第三者による評価システムを十分に機能させ、サービスの質の向上を図ります。

推進のためのそれぞれの役割

市

- 公正・中立な第三者機関(※注)によるサービス事業者の評価を促進します。

※注 「公正・中立な第三者機関」

福祉サービスの質を向上するために、サービスの質を客観的に評価する機関のことを言います。サービス利用者でも、サービス提供者でもない立場で評価します。

今後の展望3 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の利用促進

福祉サービスは、自分で必要なサービスを選び、契約を結んで利用する仕組みに移行してきています。自らその内容を理解し、判断することが困難な高齢者や障害のある人が安心して必要なサービスを受けることができるように、利用の推進を図ります。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 自ら理解し判断することが困難な高齢者や障害のある人を発見した場合、民生委員・児童委員などに相談します。

地域

- 自ら理解し判断することが困難な高齢者や障害のある人に対して、地域包括支援センターなどを紹介します。

市

- ① 高齢者の権利擁護や認知症の理解に関することなどの学習会を地域で開催します。
- ② 任意後見制度(※注1)の啓発に努めます。
- ③ 成年後見制度(※注2)を利用するにあたり、申請ができる人がいないときは市が代わって手続を行います。

社会福祉協議会

- 地域権利擁護事業(※注3)についての理解が得られるよう啓発し、利用を促進します。

※注1 「任意後見制度」

本人が元気(判断能力が衰える前に)なうちに判断の能力が衰えてしまった場合に、誰にどのようなことを手伝ってもらいたいのか、どのようなケアを受けたいかなどについて、あらかじめ自ら意思を表明しておき、実際に判断能力が衰えてしまった場合に、本人に頼まれた人が任意後見人となり、本人の意思を実現する制度です。

※注2 「成年後見制度」

認知症、知的障害などにより判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活でのさまざまな契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り支援する制度です。

※注3 「地域権利擁護事業」

判断能力の不十分な高齢者や障害のある人が、自立した日常生活が過ごせるように、適切な福祉サービスの利用をはじめ、日常生活上の権利や利益を守ることを目的とした事業です。

福祉サービスの情報提供や助言、福祉サービスの利用手続きや利用料支払いなどの援助のほか、税金・公共料金、家賃の支払いなど日常生活に要する預貯金に払い出しといった金銭管理及び預貯金通帳や各種の証書等の預かりサービスがこの事業の内容となっています。

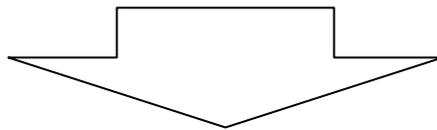
基本方針6 高齢者・障害のある人など

当事者組織への支援

<現状と課題>

本市には、老人クラブ、身体障害者福祉会、心身障害児者親の会、精神障害者家族会など、高齢者や障害のある人などの当事者組織があり、日ごろから当事者同士の交流、生きがいつくり、情報の共有などの活動を行っています。

障害のある人やその家族など、同じ障害がある人に相談することによって解決したり、あるいは精神的な負担が軽減することが多くあります。また、自立した生活や社会参加を促すなど、当事者組織の役割は大変に重要です。



今後の展望1 当事者組織への支援

福祉の充実に向けて当事者等が果たす役割は重要です。当事者とボランティアなどの福祉関係者や行政、社会福祉協議会などは連携に努めます。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 当事者も含めたすべての住民は、心のバリアの除去に努めます。

地域

- 当事者組織は、同じ障害のある人同士で相談などを行う人を育成します。

市

- ① 当事者組織についての情報提供をします。
- ② 当事者組織の運営や活動を支援します。

社会福祉協議会

- ① 当事者組織などの紹介、支援を行います。
- ② 支援ボランティアの募集、育成、組織化を支援します。

基本目標 Ⅲ 福祉の充実のための仕組みをつくって 福祉のまちづくり

基本方針1 保健・医療と福祉の連携

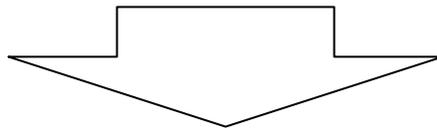
<現状と課題>

健康づくり、疾病予防、治療、リハビリ、介護へと連なるサービスは、利用者にとって一貫した援助方針や助言に添うものであって、なおかつ、利用者の意思に基づく選択によって提供されることが望まれます。

そのため、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、各領域で適切なサービスが円滑に提供できる体制づくりが求められます。また、地域福祉を推進するうえで、住民が地域福祉活動に自発的で継続的に関わるためには、一人ひとりが活動を通じて、そこに生きがいや喜びを見いだせることが不可欠です。

そのため、地域福祉活動に関わるきっかけづくりと、その活動を通じた自己実現の方法などを学習する場と機会の提供が求められます。

生きがいづくりやボランティア活動の啓発などにおいては、生涯学習と福祉の間に共通点も多く、連携を図る必要があります。



今後の展望1 ネットワークによる見直しとサービスの向上

一貫した援助方針や助言に添ってサービスを提供するため、保健、医療、福祉のネットワークを一層強化するとともに、サービスの質の向上をめざします。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① 自分が受けようとする医療や福祉サービスの内容と意義をよく理解したうえで、自らの選択で適切なサービスを受けます
- ② 自分に関わる医療や福祉サービスの履歴などの個人情報、各機関の間で連絡されることを必要に応じて受諾します。

- ③ 医療や福祉サービスを必要とする人に適切なサービスを受けるようにながします。
- ④ 地域の保健、福祉施設やNPO、ボランティア団体などに関心をもち、理解を深めます。

地域

- ① 福祉事業者やNPO、ボランティア団体などとの交流をすすめ、ネットワークづくりを図ります。
- ② 見守りネットワークの強化のため、地域の事業者（宅配、新聞配達等）の協力を得ながら充実を図ります。

市

- ① 民生委員・児童委員や居宅介護支援事業所のケアマネジャーとの懇談会を実施します。
- ② 必要な情報が関係機関で共有化できるよう配慮するとともに、個人情報の保護に努めます。

つなげたい等からの意見

- ① 医師不足からくる医療体制の弱体化の解消が必要（特に緊急医療）。
- ② ネットワーク会議の設置について検討が必要。
- ③ だれもが、いつでも必要な支援を受けられる仕組みづくり。
- ④ 小児科医療が少なく安心して子育てができない。
- ⑤ ボランティア団体などの情報を発信して欲しい。

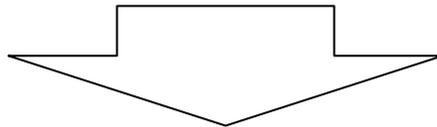
基本方針2 地域福祉の担い手づくり

<現状と課題>

市や社会福祉協議会などは、ボランティア活動に関する研修会や講習会、イベントを開催しています。

地域福祉活動を推進していくためには、現在、行っている活動の活性化だけでなく、新たな担い手づくりが大切です。

今後、地域福祉活動に携わりたい人に対するきっかけづくりや地域福祉活動をけん引するリーダーを育成することが求められます。



今後の展望1 市民活動・NPO活動・地域福祉リーダーの発掘・育成

市民活動やNPO活動などの地域福祉の担い手となるリーダーを育成するとともに、地域に埋もれた人材の発掘を推進します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① 地域の行事やクリーン活動などに積極的に参画し、共通課題の解決などを通じ自分の存在意義を認識します。
- ② 地域でのボランティア活動を通じ、喜びを共有しながら活動の幅を広めます。

地域

- ① 活動に必要な知識、技術をもつ人材を把握し、活動への参加を呼びかけます。
- ② 地域内の関係団体・機関と連携し、各世代ごとにリーダーを育てます。

市

- ① 各世代のリーダー育成の必要性を啓発します。
- ② 地域福祉活動参加への機会の提供、情報整備、環境整備を行います。

社会福祉協議会

- 地区社会福祉協議会・地区社会福祉協議会連絡会と連携を図りながら、役職や経験年数などに応じた研修体制の充実を図り資質向上をめざします。

つなげたい等からの意見

- ① NPO、ボランティア、サービス提供団体、事業者等と連携して専門的な人材の育成と確保を図る必要がある。
- ② 地域の活動を継続的にけん引していく人が不存在である。
- ③ 福祉活動をする人、受ける人が共に高齢者のため、この先が心配である。

今後の展望2 民生委員・児童委員活動への理解と支援協力

民生委員・児童委員の活動が周知されていない面があり、その活動に対する理解を普及啓発するとともに、地域福祉活動の重要な担い手として、活動の支援を図ります。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 民生委員・児童委員が行う要援護者に対する活動を理解します。

地域

- ① 民生委員・児童委員と町会等は、地域課題の把握や解決のために連携を図ります。
- ② 民生委員・児童委員は主体的に訪問活動を行い、要援護者の把握や支援に努めます。
- ③ 町会等を含め地域の諸団体は、安心・安全を一層確保するために、民生委員・児童委員活動を積極的に支援します。

市

- 民生委員・児童委員が活動しやすいよう支援するとともに、活動内容を広くお知らせします。

社会福祉協議会

- 地区社会福祉協議会・福祉委員の活動と連携し、民生委員・児童委員の活動を支援します。

つなげたい等からの意見

- ① 個人情報保護の関係で一般市民への認知度が少なくなっている。
- ② 地域福祉活動において、安心・安全を確保するため、町会と民生委員・児童委員との密接な協力が不可欠である。

今後の展望3 ボランティア活動の活性化、人材の育成と活用

地域福祉活動の担い手となるボランティア組織の活性化を図るため、ボランティアリーダーの育成や、活動への参加を多くの地域住民に呼びかけます。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 困っている人を見たら声かけをしたり、必要な手助けをしたりする日常的なちょっとしたボランティア活動に参加します。

地域

- ① 高齢者が今まで身に付けた知識や経験、技術が活動に生かせるような環境をつくります。
- ② 地域のイベントに参加した人に対し、必要な手助けをしながらボランティア活動への誘導を図ります。
- ③ 子ども会育成会、老人会等と異世代間交流を通じ、福祉やボランティア活動への啓発、啓蒙を図ります。

市

- 地域福祉活動への住民参加の促進に努めます。

社会福祉協議会

- ① 広域でのボランティア活動の窓口を把握し、地域住民などへの情報を提供します。
- ② ボランティア活動に必要な情報を提供します。
- ③ ボランティアコーディネート機能を充実します。
- ④ 継続的に活動するボランティアに対し、ボランティア連絡協議会への加入を促進し、より活発な交流や意見交換を行います。
- ⑤ ボランティア活動保険の周知を継続的に行います。
- ⑥ その時々ニーズにあった研修を企画実施し、ボランティア活動のすそ野を広げます。また、経験年数等に応じたリーダー研修を実施します。

つなげたい等からの意見

- ① ボランティア連絡会と社会福祉協議会が共通認識をもった相関関係を維持する必要がある。
- ② ボランティアの長続きのためには、喜びを実感できるような配慮が大切である。

今後の展望4 中高年の地域活動参加の仕組みづくり

中高年世代の住民が地域活動に参加できる仕組みの構築をめざします。また、高齢者が培ってきた経験を地域活動に活かすための仕組みづくりをすすめます。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 長年活動を行っている人は、これまで培った知識や経験を次の世代に伝え、その活動が地域で根付くように努めます。

地域

- ① 壮年期の男性など子育て後の世代も地域で活躍できるように、地域の行事や仕事の役割分担などを見直します。
- ② 男性が気軽に参加しやすい雰囲気や環境づくりに努めます。
- ③ 高齢者パワーを活用して、地域での子育て支援活動を推進します。
- ④ 地域のイベントに参加した中高年の人に対し、必要な手助けをしながらボランティア活動などへの参加を促します。
- ⑤ 高齢者が今まで身に付けた知識、技能、経験を活動に生かせるような環境づくりを促進します。
- ⑥ 地域でのイベント等で高齢者が活動できる役割を設けます。
- ⑦ 団塊の世代に地域のリーダーになってもらえるように働きかけます。

市

- ① 高齢者の生きがい対策を推進します。
- ② 地域の中高年世代の活動に対する支援を行います。

社会福祉協議会

- 退職前に地域との関わりをつくるために、地域活動、ボランティア活動への参加機会をつくり情報提供に努めます。

つなげたい等からの意見

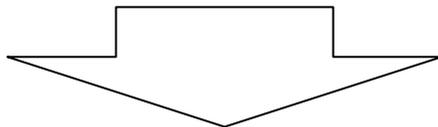
- ① 地域の社会資源を掘り起こし、中高年パワーの活躍の場づくりを支援する必要がある。
- ② 世代交替のため、中高年や若手の方々に対し継続的なアプローチが欠かせない。

基本方針3 福祉学習による人づくり

<現状と課題>

中高生のほとんどは、学校の総合学習での取り組みやボランティア活動の経験から地域の助け合いや福祉などに関心を持っているものと考えます。

しかし、今後到来する超高齢社会を見越して、学校での福祉学習のみに限らず、介護方法などの実習を取り入れた、より実践的な学習の場を地域や福祉現場の中に設けていくことが必要とされます。



今後の展望1 生涯学習と福祉の連携

生涯学習の取り組みでは、ボランティア講座など、地域福祉活動に必要な知識、技術を習得する機会を設け、福祉行政の視点のみにとらわれることなく、文化や教養の向上が地域福祉に果たす役割の重要性を認識し、生涯学習と福祉の連携を図ります。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① 生涯学習の機会をとらえ、地域福祉の理念や援助技術を学びます。
- ② 地域自治シンポジウムなど、生涯学習の機会に積極的に参加します。

地域

- 地域で専門的な知識や技術を身につけている人を講師に招き、地域学習会の機会を設けます。

市

- ① 福祉や生涯学習などで、類似の事業や懇談会などが実施されているものは、関係課で連携を図り事業の統合化など見直しに努めます。
- ② 生涯学習で実施する講座や講演会について、福祉と連携を図るよう努めます。

社会福祉協議会

- ① ボランティアの活動情報と人材情報を共有します。
- ② ボランティア活動情報が身近な場所で得られるように努めます。

つなげたい等からの意見

- ① 市民大学等について、世代交流や自主企画の見直しを行うなど活性化が必要である。
- ② 縦割り行政の弊害を見直しして、横の連携を密にして欲しい。

今後の展望2 福祉学習から活動へつなげる仕組みづくり

幼児期や学齢期の子どもたちに、福祉について学ぶ機会を学校や地域で設け、福祉に対する心の情操に努めるとともに、将来の地域福祉の担い手を育てます。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① 地域で高齢者や障害のある人たちとの日ごろの関わりを通して、福祉についての理解を深めます。
- ② 年代を問わず、さまざまな福祉学習の機会に積極的に参加します。

地域

- 学校の取り組みに協力し、子どもたちの福祉学習を手助けします。

市

- ① 各学校において、ボランティア・福祉教育を学校の教育活動の中に明確に位置付け、ボランティア・福祉に関わる教育活動が積極的に推進されるよう支援します。
- ② 学校行事や課外活動の場で高齢者や障害のある人との交流の機会をより多く設けるよう努めます。

社会福祉協議会

- ① ボランティア、障害のある人、教師など福祉学習に関わりのある人を対象に福祉学習サポーターを育成します。
- ② あらゆる世代を対象に福祉に関する学習機会を提供します。
- ③ 児童・生徒の自発的な取り組みを支援します。
- ④ ボランティア体験学習などの事業を充実し、より多くの児童・生徒の参加を促進します。

つなげたい等からの意見

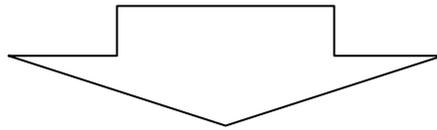
- ① 施設での体験を通して、気軽に介助や介護などのサポートができる仕組みづくりが必要。
- ② 地域でも核家族化により異世代交流が減少しているため、年配者に対する配慮や思いやりを日ごろから自然に学ばせることが大切である。

基本方針4 地域における子育ての支援

＜現状と課題＞

地域での結びつきの弱まりや核家族化などの背景から、子育て家庭の育児の不安感・負担感は増大しています。時として、その心のひずみが児童虐待となって現れ、大きな社会問題となっています。

子育ての不安を解消するためには、子育て中の親子と地域の人が普段、気軽にふれあえる場と機会をつくりだすことが求められています。また、「子どもは地域の宝」という認識で、子育てを地域ぐるみで支えていく必要があります。



今後の展望1 家庭・地域・学校の役割と連携

子どもを地域の一員として認めたいうえで、地域ぐるみで声かけ、見守りなどを行います。また、家庭、地域、学校が連携して、子育て中の家庭や子どもの健全育成を支援します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① 子ども会育成会の運営を通して、地域の児童と高齢者などとの交流に努めます。
- ② 子どもと過ごす時間をできるだけ持ちます。
- ③ 子どもの視点や立場で考え、互いに認め合うことができる家庭を築きます。

地域

- ① 放課後等の学校現場で「地域のおじさん、おばさん」との交流の機会を増やし、思いやりや優しさ、気配り等の人間味豊かな情操を育みます。
- ② 子どもの下校時にPTA、町会、地区社会福祉協議会に呼びかけ、児童の安全確保に努めます。
- ③ PTAと町会が定期的に会合を持ちます。
- ④ 地元小中学校との交流を深め学校行事に積極的に参加します。

- ⑤ 家族について考えたり、話し合う場として、講演会やワークショップなどを実施し学びあう機会を持ちます。
- ⑥ 子どもたちとの交流を深め、優しさの中にも厳しさを持った善悪の判断ができる心を地域で育成します。

市

- ① 子育て支援センターや子育て支援ネットワーク等を中心に、情報の提供と交流、仲間づくりをすすめ、地域との関わりをより一層強めていきます。
- ② 地域の子育てサークルとの連携を強化し、きめ細やかな交流を促進します。
- ③ 保育所の保育機能を地域に提供し、地域の交流を促進します。
- ④ ファミリーサポートセンター(※注)の利活用を拡大し、助け合いの子育てを推進します。
- ⑤ 地域住民や社会福祉施設等の協力の下に、学校におけるボランティア・福祉教育を一層推進します。

社会福祉協議会

- ボランティア等関係者との懇談会の開催や福祉プログラムに関する事業を展開します。

つなげたい等からの意見

- ① 地域のイベントに親子の参加が気軽にできる工夫が必要。
- ② 一人でも安心して参加できる催しが必要。
- ③ 高齢者と子どもが一堂に参加できる催しの工夫が必要。
- ④ 子どもの健全育成のために、各種地域ぐるみでの活動のほか、学校やPTAとの密接な連携が大切である。

※注 「ファミリーサポートセンター」

子育ての手助けをしたい人(提供会員)と手助けをして欲しい人(依頼会員)が会員になって、地域で子育てを助け合っていく組織です。

今後の展望2 世代間交流の推進

子どもから高齢者まで、あらゆる世代の住民が共に地域で暮らしていくために、世代間の交流を推進します。

推進のためのそれぞれの役割

地域

- ① 子ども会育成会、老人クラブ等異世代間交流を通じ福祉やボランティア活動への啓発、啓蒙を図ります。
- ② 高齢者パワーを活用して、地域の子育て支援活動を推進します。
- ③ 子ども会育成会行事の運営を通して、地域の児童や高齢者などとの交流に努めます。
- ④ 老人クラブや子ども会育成会などで、対象ごとに実施している行事を共同開催するなど、見直しをすすめ、交流を促進します。
- ⑤ 高齢者から子どもまでが、一同に集まれるイベントを開催します。

市

- ① 保育所などで高齢者との伝承遊びを通じた世代間交流事業の充実を図ります。
- ② 中学生の行うボランティア・福祉体験活動の一つとして実施されている保育所や幼稚園における保育体験や福祉施設での介護体験を通して交流を図ります。

社会福祉協議会

- 福祉協力校との連携で、ボランティア活動や体験活動を通じ学ぶ機会を図ります。

つなげたい等からの意見

- ① 子ども会育成会の役員のなり手がいない。
- ② 地区集会所や空き教室等を活用したサロン活動を通じて世代を超えた交流が必要。
- ③ 昔遊びなどの技術指導者の養成が必要。

基本目標 IV 人にやさしい福祉のまちづくり

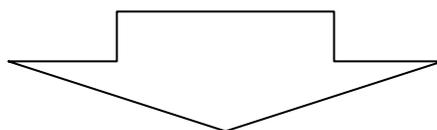
基本方針1 人にやさしいまちづくりの推進

<現状と課題>

地域には、障害のある人をはじめ、健常者には分からない不安を抱えている人がいます。

障害に対する理解不足から無意識に偏見や差別をしてしまうことがないように、「心のバリアフリー」(※注1)の普及啓発が求められています。また、地域において、誰もが安全、快適に暮らしていくためには、「ユニバーサルデザイン」(※注2)の視点を取り入れたまちづくりをすすめることが必要です。

このためにも、ハード、ソフトの両面から、市民や行政が連携し、誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめていくことが重要です。



今後の展望1 心のバリアフリーの推進

障害のある人をはじめ、誰もが地域で共に暮らしていく地域づくりのためにノーマライゼーション(※注3)の理念に基づき、障害のある人や高齢者に対する理解を深め、心のバリアフリーを推進します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① 障害の有無に関係なく、気兼ねなくお互いに助け合う関係を築きます。
- ② 障害のある人への理解と手助けのために必要な知識を身につけます。

地域

- 高齢者や障害のある人が、地域の行事へ参加しやすい環境をつくれます。

市

- 社会福祉協議会、学校と連携して、学校や生涯学習の場で心のバリアフリーやノーマライゼーション理念の浸透を図ります。

社会福祉協議会

- ① 高齢者や障害のある人の疑似体験など、体験を通じた学習会を開催します。
- ② ボランティアコーディネーターの配置の充実を図ります。
- ③ 心のバリアフリーをすすめるため、小学生を対象とした福祉読本を作成し配布します。

つなげたい等からの意見

- 障害のある人たちは、健常者には分からない不安などがあると思う。それぞれの不安や悩みを聴き、知ることから変えていけば、障害のある人たちへの理解が深められると思う。

※注1 「心のバリアフリー」

障害に対する無理解から生じた偏見や差別意識(心の中の障壁)を取り除き、誰もが個人として尊重される存在であることを認め合う取り組みや状態をいいます。

※注2 「ユニバーサルデザイン」

すべての人に配慮して計画するということで、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、さまざま人に配慮し、全ての人が利用しやすいまち、施設、物(製品)、環境、サービスなどをつくろうとする考え方を言います。

※注3 「ノーマライゼーション」

障害のある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を含めて社会が構成されていることを当然のこととして包容し、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、その方法のことを言います。

今後の展望2 まちの住環境の整備

障害のある人をはじめ誰もが地域で共に暮らしていく地域づくりのためにまちのバリアフリーを推進します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- ① 公園や公共施設などの遊具やトイレなどの設備を大切に利用します。
- ② 公園や公共施設を利用した際は、ゴミを持ち帰り、清掃を積極的に行います。

地域

- ① 近隣の公園や公共施設などを利用し、交流や健康づくりに努めます。
- ② 子どもたちが安心して遊べる場づくりに取り組みます。
- ③ 地域におけるバリアチェックと改善提案を地域住民、学校、商店街、企業と協働して行います。
- ④ 地元商店街と協力し高齢者等の休憩場所（ベンチ等）を確保します。

市

- ① 公園整備には、地域との協働により、障害のある人への配慮を含めた公園づくりをめざします。既存公園は、常に安全に利用できるよう維持管理を図ります。
- ② 誰もが安心して歩ける歩道づくりを推進します。
- ③ 住民の足として利用しやすい市内循環バスを検討します。
- ④ 道路改良工事の際、障害のある人やお年寄りが休憩できるスペースを確保するよう配慮します。

社会福祉協議会

- ① 地域でのバリアチェックと改善提案への支援を行います。
- ② バリアフリーに関する学習会を開催します。
- ③ まちづくりバリアフリー委員会を横断的に設置し、点検活動を行います。

つなげたい等からの意見

- ① 小中学校通学路の道路拡幅と街路灯の設置を。
- ② 一時間以内無料のバリアフリー地下駐車場が駅前に必要。
- ③ 車椅子のための標識を設置し、歩道を広くしてほしい。
- ④ 消防車が入れない狭い路地の密集住宅地があり、火災発生時の際、心配である。
- ⑤ みずほ台駅西口ロータリーに迷惑駐輪が多い。
- ⑥ 針ヶ谷ケヤキ通りから西口に通じる道路の歩道が凸凹で危険なことから、早急な整備が必要です。
- ⑦ 市内循環バスの便数が少ない。また、運行経路を工夫してほしい。

先進的な取組み事例

ふじみ福祉フォーラム21実行委員会（点検部会）では、高齢者や心身の障害のある人たちの生活の場に視点を置き、『安心して暮らせる街をめざして』をテーマに、毎年、市内の中学生のみなさんと一緒に駅周辺や公園などの実態調査を実施し、市内バリアフリー環境の点検やそれらに伴う改善などの提言を行い、安心・安全の街づくりのために活動しています。

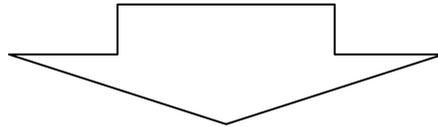


基本方針2 地域福祉を支える拠点の充実

<現状と課題>

地域における助け合い活動を活性化するために、「活動の拠点となる場の整備」が必要と考えます。

地域によっては、活動場所が少ない地域もあり、既存の公共施設の有効活用などによる活動の場の確保が求められています。また、施設にこだわらず、イベント開催や花壇づくりなど地域の人がふれあえる場が求められています。



今後の展望1 居場所・たまり場・活動場所の充実

地域における助け合い活動や交流活動の拠点となる活動場所の確保を支援します。また、活動や交流のための機会の提供を支援します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 近所付き合いや町会のイベントなどを通じ、身近な場所で交流を図ります。

地域

- ① 1町会1サロン運動を展開します。
- ② 誰でも集える居場所づくりを推進します。

市

- ① 公共施設を活用し活動のための場づくりを支援します。
- ② 地域の拠点として、公民館活動・交流センター活動を活性化させます。
- ③ 学級・講座の開催とともに、公民館併設施設「ふれあいサロン」や「いきいき活動室」において、市民ボランティアとともに虚弱高齢者の引きこもり防止活動や中途障害者の機能回復訓練などの充実に努めます。
- ④ 市民福祉活動センターの利用を促進します。
- ⑤ 公共施設など空きスペースを活用し高齢者の居場所づくりを推進します。

社会福祉協議会

- ① 高齢者及び障害者サロン活動を支援します。
- ② さまざまな体験学習の機会の提供を通じて、たまり場づくりを推進します。
- ③ 1町会1サロン運動を展開します。

つなげたい等からの意見

- ① 駅前のシャノアール閉店で、介護の合間に「ちょっと一休み」として利用していた人たちの行き場がなくなっているかも知れない。
- ② ふじみ野小学校、ふじみ野交流センター、勝瀬原記念公園の有効活用が必要である。
- ③ 高齢者が気を使わず集まれる場所が欲しい。

先進的な取組み事例

【あじさい花街道の花壇づくり】

南畑地区の町会では、地域の環境を保全するため、農道の整備により増設された富士見高校東側主要道路の敷地を利用した花壇で、アジサイやパンジーを植え、散歩の人や車で通行する人々の目を楽しませています。

この花壇は、南畑公民館を利用する団体の協力を得て始めたもので、それぞれアジサイを中心に四季折々の花を咲かせ、地域のふれあいの場となっています。



今後の展望2 市民福祉活動センターの充実

ボランティアの拠点となる市民福祉活動センターを中心に、さまざまな地域活動や助け合い活動を支援します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 気軽にボランティア活動に参加し、参加者同士のコミュニティーに努めます。

地域

- ① ボランティア団体の活動を地域に人に知らせ参加を促すよう啓発に努めます。
- ② 生涯学習や福祉に関する活動をしている人と情報交換し地域活動につなげます。

市

- 市民福祉活動センターを中心とした、さまざまな地域活動や助け合い活動を支援します。

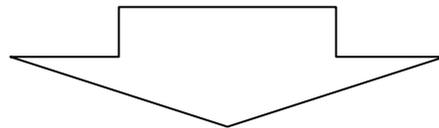
社会福祉協議会

- ① インターネットを利用し、市民福祉活動センターの情報入手ができるように情報体系をつくります。
- ② 市民活動を支援、促進するとともに、市民活動団体間の交流を図り、ネットワークでの協力体制を推進するため、市民福祉活動センターの充実を図ります。
- ③ ボランティア連絡会、地域の公民館等や人材バンクと連携を図り、気軽にボランティアができる仕組みづくりとして、地域ミニ人材バンクの設置をめざします。

基本方針3 健康づくり・生きがいづくり活動の充実

<現状と課題>

市民の誰もが生きがいを持って暮らすための支援が重要と考えます。
障害のある人もない人も、高齢者も、子どもも地域住民の誰もが健康でいきいきとした生活を送ることが求められています。
こうした生活を送ることができる地域をつくるためには、健康づくり活動や生きがいづくり活動の充実が必要です。



今後の展望1 地域における健康づくりの場や機会の確保

地域における健康づくりの場や機会の確保を支援するとともに、地域住民による自主的な健康づくりを支援します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 寝たきりにならないように、普段から食事や運動など、個人でできることに気をつけ、健康、体力づくりに努めます。

地域

- 健康づくりの場を確保し、活動を通じて気軽に交流できる機会をつくりま

市

- 各種健康教室・講座を通じて健康づくり活動を支援します。

社会福祉協議会

- 団塊世代応援事業の充実を図ります。

つなげたい等からの意見

- ラジオ体操を通じて、健康づくりやコミュニケーションの場を設けてはどうか。

今後の展望2 誰もが生きがいを持って暮らすための支援

障害のある人、高齢者をはじめ、誰もが地域で生きがいを持って暮らせるために生きがいづくり活動を充実します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 地域のことに関心を持ちます。

地域

- 家に引きこもりがちな高齢者や障害のある人が外出しやすいように支援します。

市

- ① 市民サークルとの協働により、高齢者等を含む初心者を中心としたパソコン操作講習を継続して開催します。
- ② 高齢者の生きがいづくりの場として、「高齢者学級」の充実に努めます。
- ③ 知的障害者を対象に仲間づくりや社会参加の場として開催している、「ふじみ青年学級」や介護予防施設の「ふれあいサロン」、「いきいき活動室」を中心に虚弱の高齢者や中途障害者の機能回復訓練等、引きこもり防止につながる活動等の充実に努めます。
- ④ 障害のある人や高齢者に学習機会を提供します。

社会福祉協議会

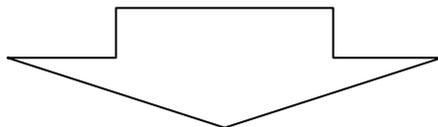
- ① 地域の中で一人ひとりがさまざまな活動に参加できる、環境づくりや情報を提供します。
- ② 生きがいづくりに役立つように、ボランティア入門講座や体験講座等を開催します。
- ③ 地域の中で障害のある人や高齢者を講師に招き、子どもや保護者向けの学習の場づくりを支援します。

基本方針4 地域で役立つ情報づくり

<現状と課題>

地域には、高齢者や障害のある人、あるいは子育てで悩んでいる人など、さまざまな人が暮らしており、求める情報はその人によっても、暮らしている地域によっても異なります。

地域における情報を充実させるためには、地域ごとに必要な情報を収集し、分かりやすく整理・編集して、その情報をより多く地域住民に提供することが必要です。



今後の展望1 活動や交流・相談の情報づくり

地域で助け合い活動や交流の場についての情報が共有できるように支援します。また、地域に根ざしたさまざまな生活課題について相談できる場をつくります。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 広報などの情報を積極的に読みます。

地域

- ① 多くの市民が集まる場を通して、サークルなどの活動内容の紹介や活用方法の情報を提供します。
- ② 困りごとなどの相談窓口を開設し、地域住民に広く知らせます。
- ③ どこで誰がどのような援助を求めているのか、情報を収集し発信します。

市

- ① 地域からの情報や要望は適切に対応します。

- ② 学級・講座等の開催や公民館だよりの発行を通して、福祉をはじめとする地域の課題やさまざまな地域の出来事を取り上げ、課題や情報の共有化を図りながら、同じ地域で暮らす人がつながり合い、支え合う関係づくりをすすめます。

社会福祉協議会

- 地域からの情報や要望を適切な関係機関に引き継ぎます。

今後の展望2 地域の再発見とPR

地域福祉を推進するうえで地域に愛着を持つことが大切です。住んでいる地域を見直し地域を知る。そして、良いところをPRし誇りが持てる地域づくりを推進します。

推進のためのそれぞれの役割

個人

- 地域の人と仲良くし、住みよいまちづくりをめざします。

地域

- ① 成人し他の市町村に住んでいる人たちが、このために帰って来たくなくなるような魅力あるイベントをつくります。
- ② 地域住民が企画・実施するイベント(祭り)などを開催します。

市

- ① ホームページの充実や広報活動などを通じて、地域の再発見についての情報を提供します。
- ② 地域情報収集のため、ボランティアの「広報協力員」を置くよう努めます。

社会福祉協議会

- ホームページの開設を行います。